

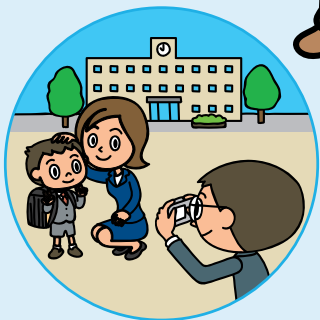


生きることのすべてに。

超保険

生損保一体型保険 エソα(エナ)

総合保険、定期保険[無配当]、家計保障定期保険[無配当]、
5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険



お客様に必要な補償(保障)を1つの保険にまとめました。

損害保険と生命保険をまとめた革新的な保険を実現しました。

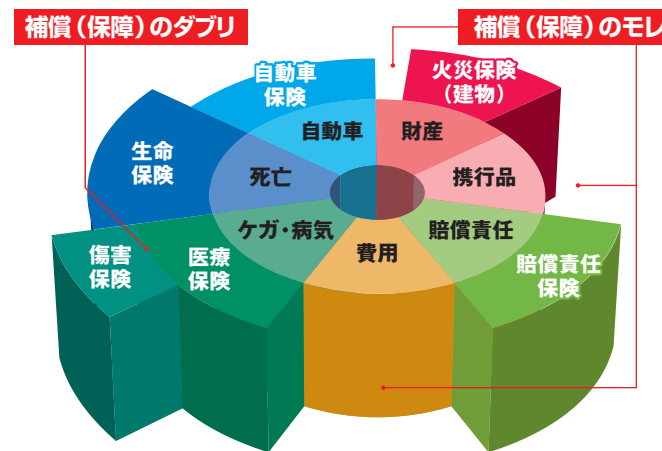
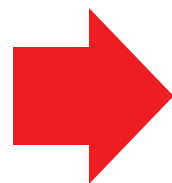
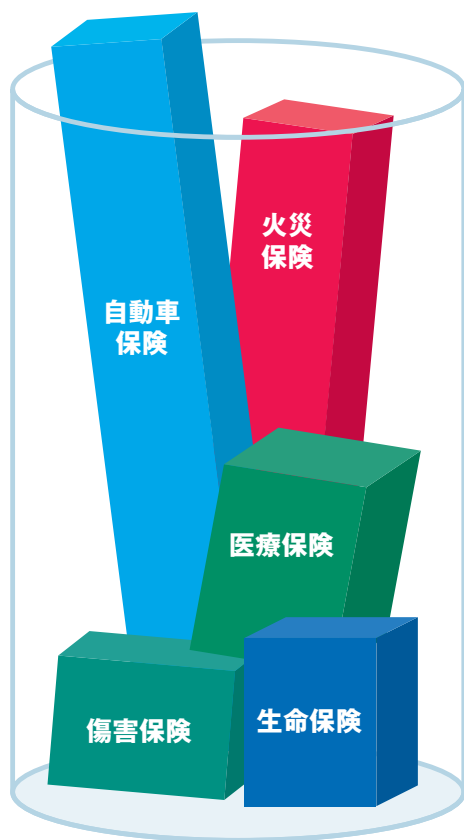
トータルリスク・マネジメントの観点からより良い補償(保障)をオーダーメイドでご提供します。

従来の保険契約
自動車保険や火災保険、生命保険等の商品単位で保険に加入していました。

超保険
従来の「商品単位」ではなく、お客様に必要な補償(保障)を一つにまとめました。

従来の保険契約
今までは補償(保障)にモレやダブリが生じることがありました。

超保険
お客様のライフプランや家族構成等に合わせて、補償(保障)を設計できます。



きめ細かなコンサルティング



リスク診断

お客様お一人おひとりに合ったコンサルティング

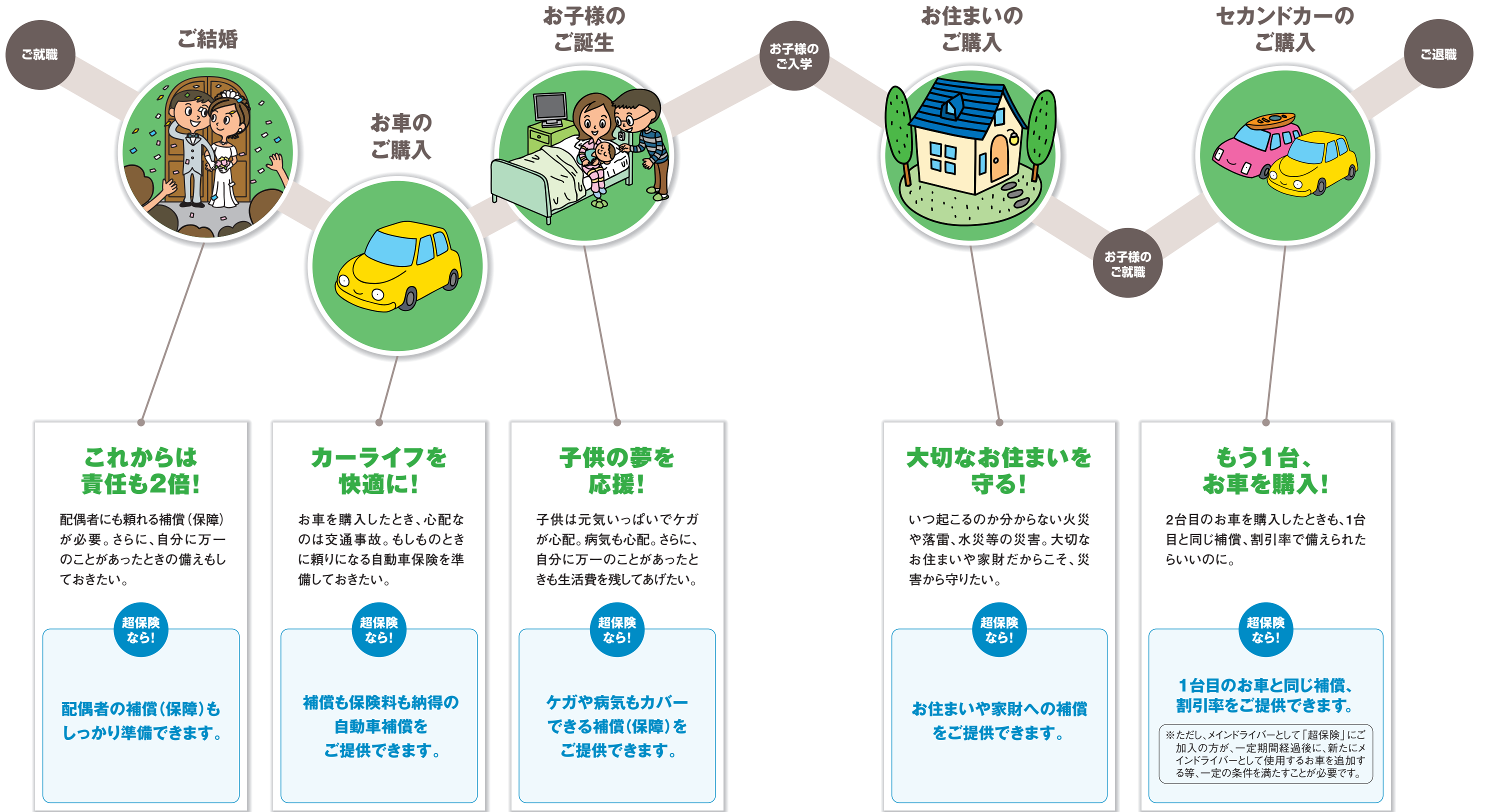
「お客様が備えておきたいリスク」を事前にご確認いたします。お客様が気づかないリスクがある場合は、しっかりご説明し、お客様にあったぴったりのプランをご提案します。



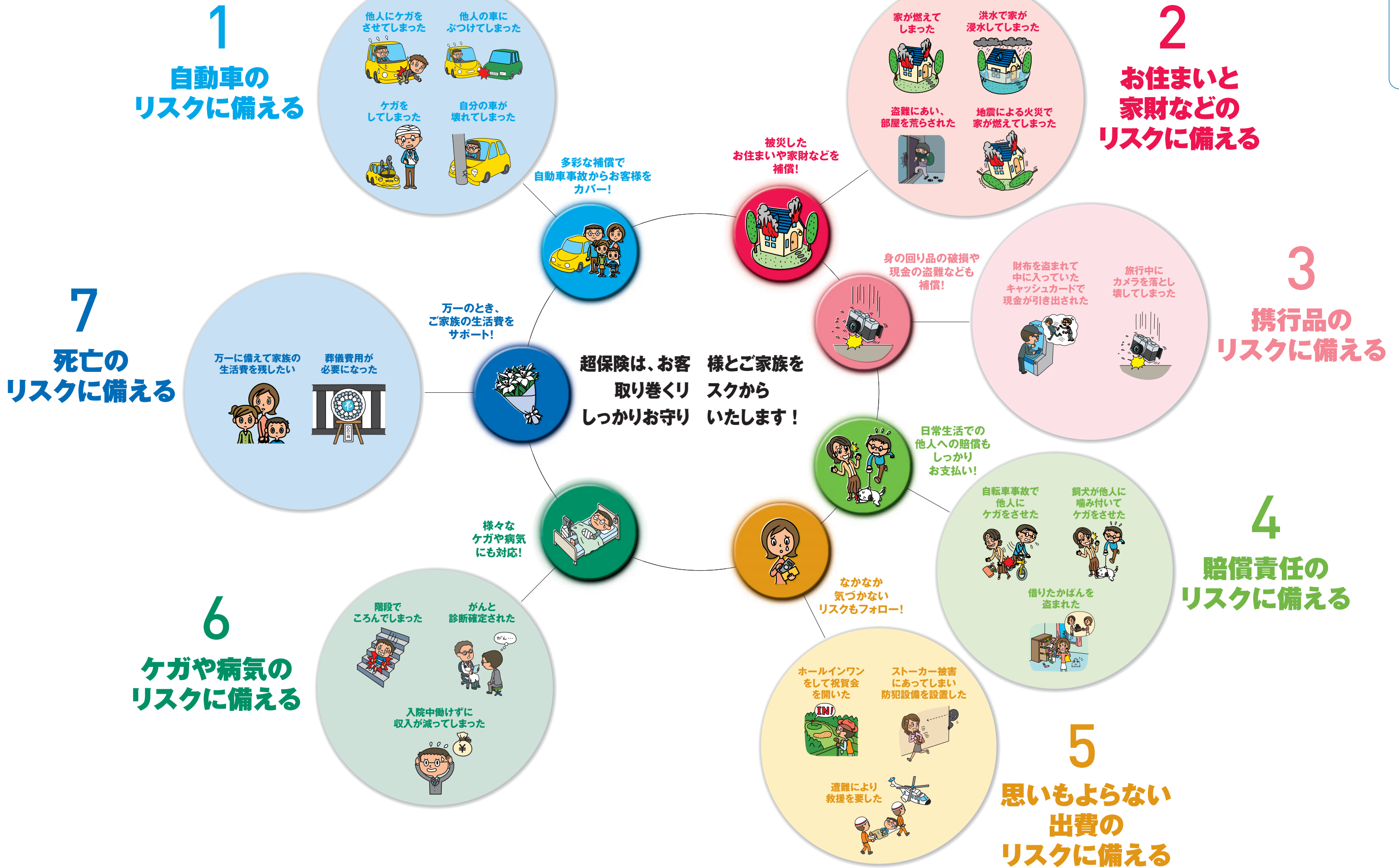
お客様の人生のイベントに応じて補償内容を見直してできます。

ライフイベントのイメージ

超保険とは



お客様とご家族を取り巻くリスク(危険) はこんなにあります。



お客様の「備えておきたいこと」に合わせて、保険をおつくりいたします。

自動車に関する補償

相手方への賠償	対人賠償責任 他人にケガをさせたときの賠償を補償	対物賠償責任 他人のお車や物を壊してしまったときの賠償を補償	ご自身の補償	自動車人身傷害 (正式名称 人身傷害補償特約) 自動車事故のケガによる治療費・休業損害等を補償	自動車搭乗者傷害 (正式名称 搭乗者傷害特約) 運転者および同乗者のケガを補償	お車の補償	車両損害 事故によるお車の損害を補償	車両全損時諸費用 お車が全損になったときの諸費用を補償	車両修理時諸費用 お車に分損になったときの諸費用を補償	車両付随損害(車両損害とあわせて選択可能)		自動車事故・故障時レンタカー費用 修理中のレンタカー代を補償	積載動産損害 車内でこわれた日用品を補償

お住まいと家財などに関する補償

建物・家財などの損害	基本型(基本リスク)			総合型(基本リスク+総合リスク)			オールリスク型(基本リスク+総合リスク+オールリスク)			地震保険
	火災があったときの損害を補償	落雷があったときの損害を補償	風災・ひょう災・雪災があったときの損害を補償	水災があったときの損害を補償	給排水設備に生じた事故による水濡れ損害を補償	盗難による盗取・汚損・き損を補償	通帳・キャッシュカード等の盗難による損害を補償	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突による損害を補償	破損等の偶然な事故による損害を補償	

携行品損害に関する補償

携行品の補償	携行品損害 携行品の偶然な事故による損害を補償	日常生活での賠償責任	日常賠償責任 日常生活で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したときの賠償を補償	受託賠償責任 借りている物を壊したり、盗まれたりしたとき等の賠償を補償	借家賠償責任 借家を焼失させたとき等の賠償を補償	思いもよらない出費に関する補償	ホールインワン・アルバトロス費用 ホールインワンをして祝賀会等の費用を負担した場合に補償	救援者費用 航空機・船舶が行方不明になったとき等の救援費用を補償	キャンセル費用 ご両親・配偶者・お子様の入院等により予約していたホテル等の有料サービスをキャンセルするときの費用を補償	被害事故費用 被害事故にあり、法律相談や相手との交渉を弁護士等に依頼した場合に補償	ストーカー対策費用 ストーカー被害にあり、対策費用を負担した場合の費用を補償

ケガや病気に関する補償

定額補償*(ケガ)	傷害死亡・後遺障害 ケガで死亡されたとき、ケガで後遺障害となられたときに補償	傷害入院・手術 ケガによる入院・手術を補償	傷害通院 ケガによる通院を補償	傷害一時金払 ケガで医師の治療を要したときに補償	傷害所得補償 ケガで就業不能になったときに補償	人身傷害	死亡に関する保障	長割り終身* 一生涯のゆったり保障	定期保険 必要な期間、必要な保障が確保できるしっかり保障	家計保障定期保険 必要な期間、万一の場合の生活費を確保
定額補償*(病気)	疾病入院・手術 病気による入院・手術を補償	疾病通院 病気による入院に伴う通院を補償	疾病所得補償 病気で就業不能になったときに補償	がん診断 がんが診断されたときに補償	がん入院・手術 がんによる入院・手術を補償	がん通院 がんによる入院に伴う通院を補償	成人病入院 成人病で入院されたときに補償	女性入院・手術 女性特有の病気等の女性特定疾病で入院・手術されたときに補償	人身疾病	

☐ → 超保険をご契約される際に☐のいずれかの補償が必要となります。

■の自動車に関する補償をご契約される際には「お住まいと家財などに関する補償」、「賠償責任に関する補償」、「思いもよらない出費に関する補償」、「ケガや病気に関する補償」のいずれかの補償をあわせてご契約いただく必要があります。

※「自動車に関する補償」、「お住まいと家財などに関する補償」、「携行品損害に関する補償」、「賠償責任に関する補償」、「思いもよらない出費に関する補償」、「ケガや病気に関する補償」については、東京海上日動が引受保険会社となります。「死亡に関する保障」については、東京海上日動あんしん生命が引受保険会社となります。

※*の用語は19ページの「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

※こちらに記載している補償(保障)は、超保険の代表的な補償(保障)です。詳細は、20~32ページの「お支払いの対象となる主な保険金」または「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」【ご契約のしおり・約款】をご確認ください。

超保険ならではの革新的な仕組み!

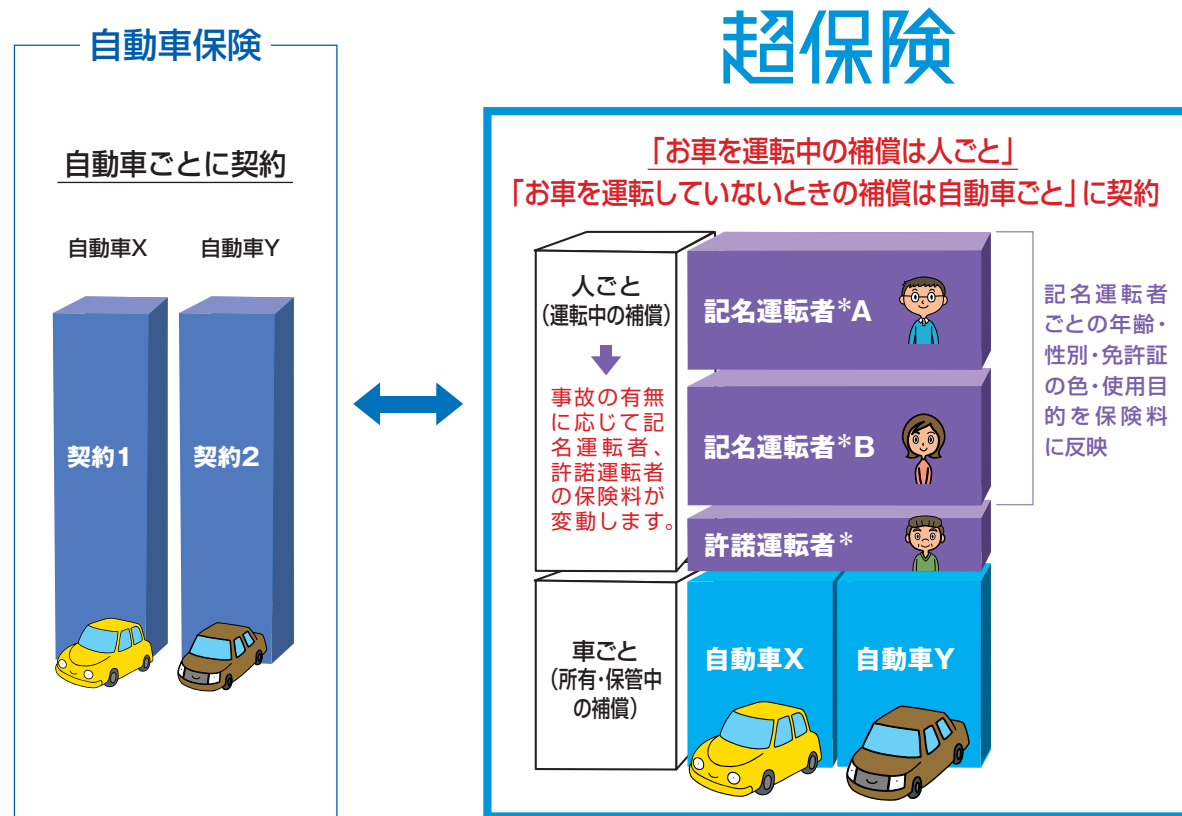
特長

1

自動車に関する補償を人ごとと自動車ごとに細分化 納得感のある保険料を実現しました。

「1歳ごとの年齢条件」「免許証の色」等、自動車に関する補償を細分化しました。その結果、人・世帯のリスクに応じた、合理的な納得感のある保険料でご加入いただけます。

〈自動車保険と超保険の保険料イメージ(自動車2台の場合)〉



特長

2

建物や家財等の損害から日常生活のケガ、病気による入院等の治療費を実際の損害額で補償できます。

お住まいの補償



支払限度額(保険金額*)を限度に、実際にかかったケガや病気による治療費や、休業損害、介護費用まで幅広く補償できます。実際の損害額をお支払いします。

ケガの治療費の補償



実際にあったケガや病気による治療費や、休業損害、介護費用まで幅広く補償できます。

ケガの治療費の補償 ➡ 実損補償*「人身傷害」
病気の治療費の補償 ➡ 実損補償*「人身疾病」

病気の治療費の補償



特長

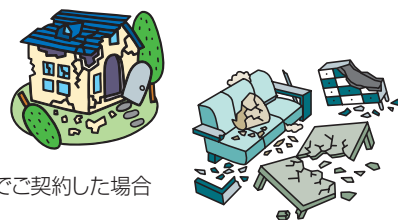
3

地震によるお住まいや家財の損害を万全に補償できます。

地震危険等
上乗せ担保特約

地震保険は最高でも50%しか補償されませんが、地震保険に加えて「地震危険等上乗せ担保特約」をつけることで、地震・噴火・津波による損害について最大100%の補償が可能となります。

※地震保険を保険の目的の支払限度額(保険金額)の50%(上限)でご契約した場合 ※ご契約にあたっては一定の引受条件がございます。



特長

4

「保険料の割引」、「補償のダブリを解消する仕組み」や「すべての保険料を一元管理できる仕組み」をご用意しています。

お車やお住まい等の補償を、まとめてご契約いただくと保険料を割引。

まとめて割引

次の条件にあてはまるご契約について、保険料を割引きます。

超保険で補償をまとめてご契約いただいた場合等、所定の補償の保険料の合計額が月々8,000円以上となるケース

※損害保険部分を対象とし、割引の対象となる補償には一定の条件があります。

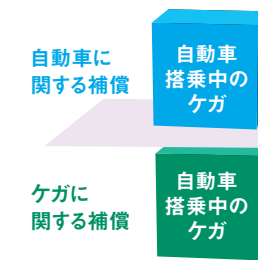
保険料
2.6%割引

お車の事故にあわれたときの「補償のダブリ」を解消。

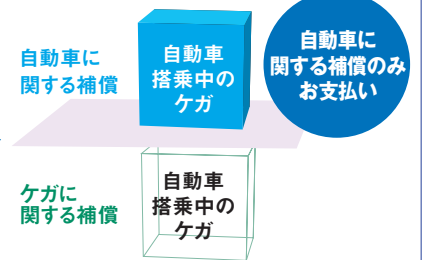
自動車傷害調整特約

「自動車に関する補償」と「ケガに関する補償」の両方にご契約いただいたお客様が、自動車事故でケガをされたとき、両方から重複してお支払いされる「補償のダブリ」を解消することで保険料が軽減できます。

自動車傷害調整特約"なし"で
自動車事故にあった場合



自動車傷害調整特約"あり"で
自動車事故にあった場合



補償のダブリがなく
保険料が軽減されます

※自動車搭乗中以外の事故によるケガは、ケガに関する補償から支払われます。

健康診断を受診されると、死亡に関する保障の保険料をキャッシュバック。

健康診断
キャッシュバック特約

超保険の死亡に関する保障では、健康診断を受診し健康の維持向上に努めるお客様に対して、生命保険料を5年ごとにキャッシュバックする「健康診断キャッシュバック特約(生命保険)」をご用意しております。健康に留意している方は、保険料負担の軽減ができる新しいシステムです。

※定期的に健康診断を受け、所定の要件を満たした方に限ります。



保険料の払込みでのわずらわしさを「すべての保険料を一元管理できる仕組み」で解決します。

保険ゲートウェイ機能

複数の保険に加入されているお客様にとって保険料の払込みがバラバラであったり、保険料の管理も大変でした。超保険ならスッキリ・カンタンに保険料を一元管理できます。

機能 1

バラバラだった
保険料の払込みを
一元化

機能 2

お車の買替えやお住まいの
建替え等ご契約の補償内容を
変更される際にも
原則キャッシュレスで対応

トラブル発生時には、緊急時対応のアシスト お客様の不安を解消します。

- 各サービスには、一定のご利用条件やご利用上限（金額・回数等）があります。また、一部有料となるケースもございます。詳細につきましては、「サービスのご案内」をご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
- 各サービスのメニューは、予告なく変更となる場合がございます。また、一部の地域では、ご利用いただけないものもございますので、あらかじめご了承ください。

【事故受付時間】
24時間
(365日対応)

もらい事故アシスト

(「弁護士費用等補償特約」または「被害事故費用条項」)

事故のご連絡は代理店または、東京海上日動安心110番(事故受付センター)

 **0120-308-110** がお受けします。

補償の対象

自動車に関する補償に弁護士費用等補償特約、または被害事故費用条項を付帯いただいたご契約が対象となります。

このような時に
ご利用ください

車を運転していたら、自分に責任がないもらい事故に巻き込まれてしまった。



24時間
365日
対応

選べるロードアシスト

(「事故・故障時選べる特約(事故・故障時諸費用補償特約)」およびサービス)

 **0120-308-110**

クルマのサポート

補償およびサービス対象 「超保険」の補償対象として登録されている所有自動車が対象となります。

補償およびサービス内容 「選べるロードアシスト」は、「事故・故障時選べる特約」による補償と「付帯サービス」によるサービスから構成されています。

このような時に
ご利用ください

1 車両搬送費用

旅行先で車が突然エンスト。近くの修理工場に運んでほしい…。



2 車両引取費用

車は修理してもらったけど、引取に行くのにも交通費がかかってしまう…。



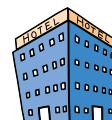
3 キャンセル費用

せっかく予約したコンサート、事故でキャンセルすることになるなんて…。



4 緊急宿泊費用

深夜の運転中にまさかの故障！ 電車も無いし、どうしよう？



5 代替交通費用(レンタカー手配を含みます)

こんなところで事故なんて…。すぐに会社に向かわないといけないのに…。



6 積載物運搬費用

車が突然の故障！ でも、ゴルフバックだけはすぐに送らないと。



7 付帯サービス

緊急時応急対応サービス

燃料切れ時ガソリン配達サービス

おクルマ故障相談サービス

トサービスをはじめとする充実のサポート体制で、

24時間
365日
受付

水漏れ・鍵開けアシスト

(サービス)



0120-308-110

住まいのサポート

サービス対象

「超保険」のすべてのご契約が対象となります。
(保険証券の契約者住所欄に記載のある住所の建物および財物条項の保険の目的である建物が対象)

サービス内容

このような時に
ご利用ください

1 水回りのトラブル対応サービス

突然、排水パイプから水漏れ! 床も水浸しに…。



2 鍵のトラブル対応サービス

深夜に帰宅したら、鍵が見あたらない!! 家の中にはスペアキーがあるのに…。



3 その他のサービス

緊急宿泊先案内サービス

ハウスクリーニング業者案内サービス

家具レンタル業者案内サービス

住まいの選べるアシスト

(「住まいの選べるアシスト特約(火災・盗難時再発防止費用補償特約)」)

補償の対象

お住まいと家財などに関する補償に住まいの選べるアシスト特約を付帯いただいたご契約が対象となります。

このような時に
ご利用ください

台所で火事を起こしてしまった! 同じことのないようにしたい!!



24時間
365日
受付

メディカルアシスト

(サービス)



0120-308-110

からだのサポート

サービス対象

「超保険」のすべてのご契約が対象となります(ご契約者ならびにそのご家族が対象*)。
*同居、別居は問いません。

サービス内容

このような時に
ご利用ください

1 緊急医療相談

子供が夜中に突然の発熱。どうしたらいいの?



2 医療機関案内

旅行先で急病! どこの病院へ行けばいいだろう…。



3 転院・患者移送手配

出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…。



4 予約制専門医相談

先月、交通事故に巻き込まれてから、夜なかなか眠れない…。



5 がん専用相談窓口

抗がん剤の副作用に耐えられるか不安だ…。

 **0120-537-556**
24時間365日受付

次のページに、メディカルアシストの「その他のサービス」が続きますので、ご確認ください。

メディカルアシスト [その他のサービス]

がん悩み訪問相談サービス (サービス)

がんであると診断された。これからどうしたらいいかわからない…。

※ケガや病気に関する補償に疾病定額、もしくは人身疾病、もしくはがん特約、もしくは疾病所得補償、もしくは疾病介護費用を付帯いただいたお客様(ご契約者および被保険者とそのご家族様*)が対象となります(ご契約者・被保険者ががんと診断された場合に限り)。
*配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族

☎ 0120-537-556
24時間365日受付

人間ドック・がんPET検診優待サービス (サービス)

最近知り合いが、がんで入院。私も一度しっかり診てもらったほうがいいかしら…。

※「超保険」にご加入のすべてのお客様(ご契約者および被保険者とそのご家族様*)が対象となります。
*配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族

☎ 0120-633-877
受付時間：土日祝祭日を除く
9:30～17:30
(8/12～8/16、12/29～1/5を除く)

ホームヘルパー・ベビーシッターのご紹介 (サービス)

妻がしばらく入院。ベビーシッターを探しているのだが…。

☎ 0120-308-110
24時間365日受付

面談による介護相談 (サービス)

介護施設への入所を考えています。どのような施設があるのか教えてください。

☎ 0120-285-110
受付時間：土日祝祭日を除く
9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

デイリーサポート

(サービス)

1～4 ☎ 0120-285-110

受付時間：土日祝祭日を除く

1 法律 9:00～17:00 2・4 9:00～17:00
税務 14:00～16:00 3 10:00～16:00

サービス内容 1 法律・税務相談

子供がいないので、夫がなくなった時に、妻が夫の全財産を相続するためにはどうすればいいですか。

このような時にご利用ください

2 社会保険に関する相談

転職をしたのですが、必要な社会保険の手続きを教えてください。

3 暮らしの情報提供

来週日曜日は結婚記念日。どこかにいいレストランはないかしら…。

4 電話介護相談

最近、母がものをとられたと言い出して、とても心配しています。



事故防止アシスト

(サービス)

事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

※ご利用の際には保険証券または継続証記載のパスワードが必要となります。

サービス対象 「超保険」のすべてのご契約が対象となります。

サービス内容 1 エリア別事故マップ (自動車) 自宅近くの事故が多発している交差点の事故傾向を教えてください。

このような時にご利用ください

2 エリア別事故マップ (住まい) 自宅近くの盗難の状況はどうなっているんだろう…。

3 情報サイト「セイフティコンパス」 治安が悪くなっているからなんだか不安。何かよい防犯対策はないかなあ？

4 安全運転情報サイト 運転時の映像から安全運転に関する知識を学んでみたい…。

5 防災・防犯情報サイト 自分が住む都道府県の災害や犯罪の傾向や対策を知りたい…。

入院時選べるアシスト

(「入院時選べるアシスト特約 (人身傷害諸費用補償特約)」)

サービス対象 自動車に関する補償 (人身傷害補償特約付帯) に入院時選べるアシスト特約を付帯いただいたご契約が対象となります。

このような時にご利用ください

事故でママが入院。ごはんの準備はどうしよう…。



ご家族生活支援サービス

(サービス)

ご利用の際にはこちらからアクセスください。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho_hoken/

サービス対象 「超保険」のすべてのご契約が対象となります(ご契約者ならびにその2親等以内のご家族が対象*)。

*同居、別居は問いません。

このような時にご利用ください

週末に家族で旅行に行きたい。どこか安くて良いホテルはないだろうか？



事故が起こったときのフォロー

損害サービス 日常生活での様々な賠償事故に示談交渉サービスが受けられる等、行き届いた損害サービスを提供します。

事故の際は、直ちに代理店にご連絡ください。

代理店不在の場合、夜間・土曜・休日の事故通知は右記へご連絡ください。

☎ 0120-308-110



主なアシストの詳細

●その他のアシストの詳細につきましては、「サービスのご案内」をご参照ください。

選べるロードアシスト

「選べるロードアシスト」は、「事故・故障時選べる特約」による補償と「付帯サービス」によるサービスから構成されています。

【「事故・故障時選べる特約」による補償】

①車両搬送費用

事故・故障により自力走行不能となった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行います（1回の事故・故障について10万円まで補償）。自宅駐車場等での事故・故障の場合も対象となります。

②車両引取費用

事故・故障により自力走行不能となった場合に、ご契約のお車の修理後の納車費用または車両引取に必要な1名分の往路交通費（レンタカーを除きます。）を補償します（1回の事故・故障について10万円まで補償）。

③キャンセル費用

事故・故障により自力走行不能となり、予約していたホテル宿泊・コンサート等の所定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、予約をキャンセルしたために負担した費用を補償します（1回の事故・故障について50万円まで補償）。

④緊急宿泊費用

事故・故障により自力走行不能となった場合で、緊急に宿泊を必要とするときに、宿泊先をご案内し、費用を補償します（1名について1万円までの範囲で1泊分の宿泊費用を補償）。

⑤代替交通費用（レンタカー手配を含みます）

事故・故障により自力走行不能となった場合に、自宅や当面の目的地まで移動する交通手段をご案内し、費用を補償します（タクシー利用は1台について1万円まで補償）。レンタカーを手配しご利用いただくこともできます（1台について1万円までの範囲で24時間分の料金を補償）。
※④⑤のメニューについては、原則として、事故・故障の発生から24時間以内に利用した場合に限りです。

⑥積載物運搬費用

事故・故障により自力走行不能となった場合に、ゴルフバッグやスキー道具等のご契約のお車に積載された荷物を、自宅や当面の目的地まで運搬する費用を補償します。
※④～⑥ 合計で1回の事故・故障について5万円まで

【付帯サービス】

⑦緊急時応急対応サービス

道路上や自宅駐車場等で、バッテリー上がり等のご契約のお車自体に生じたトラブルが原因で自力走行できなくなった場合に、30分程度で可能な応急対応を行います（部品代やバンク修理代等は、自己負担となります。）。

⑧燃料切れ時ガソリン配達サービス

道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限りです。）または軽油を10リットルお届けします。
※1年間に1回までのご利用となります。
※自宅駐車場等でガス欠となった場合、ガソリン代は自己負担となります。

⑨おクルマ故障相談サービス

故障やトラブルでお困りのときに、整備有資格者がお電話でアドバイスします。
JAF会員の場合：⑦のサービスのご利用にあたっては、作業料超過部分の費用（部品代、消耗品代を除きます。）を東京海上日動が負担します。
⑧のサービスを1年間に2回までご利用いただくことが可能です。
いずれもJAF会員の方がJAFをご利用された場合に限りです。

<このようなときに保険金をお支払いします（①～⑥までのメニューは「事故・故障時選べる特約」により保険金としてお支払いします。）>

ご契約のお車が、事故または故障により走行不能となった場合に、レッカーでの搬送、緊急宿泊先のご案内および費用の補償等①から⑥までの補償メニューをご利用いただいたときに保険金をお支払いします（ご自身で手配された場合は、その費用に対して保険金をお支払いします。）。

・補償を受けられる方：ご契約のお車に乗車中の方*1
・対象となる場合：事故や故障*2によりご契約のお車が自力走行不能となった場合

※ご契約者または補償を受けられる方に生じた費用に限りです。
*1メニューの①および②について、ご契約のお車の所有者や保険証券記載の補償を受けられる方は、ご契約のお車に乗車中でない場合でも対象となります。
*2故障の場合、メニューの①から⑥までについては、修理工場等へ運搬された場合（この特約によるレッカー搬送を含みます。）に限りです。

<選べるロードアシストを提供しない主な場合>

- 無免許運転や酒気帯び運転の場合
- 地震、噴火、津波に起因する場合
- 補償を受けられる方等の故意または重大な過失に起因する場合
- 保険証券記載の補償を受けられる方以外の方が運転中の場合
- 雪道やぬかるみでスリップして抜け出せない状態で、事故や故障・ご契約のお車自体に生じたトラブルに該当しない場合 等

<ご利用にあたっての主な注意点>

選べるロードアシスト全般に関する注意点

- 選べるロードアシストには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳細は、選べるロードアシスト利用規約をご参照ください。
- 「自力走行不能となった場合」とは、ご契約のお車が動かなくなった、もしくは法令上走行してはいけない状態になった、またはご契約のお車が盗難された場合をいいます（例：車が大破して動かなくなった、夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等）。
- ご契約のお車以外に発生した事故・故障は対象外となります。
- 一部離島では提供するメニューの内容により、各種の案内や手配、付帯サービスの提供ができない場合があります。ただし、事故・故障時選べる特約にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
- 以下に該当する場合には、各種の案内や手配、付帯サービスの提供を行うことができません。ただし、事故・故障時選べる特約にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
 - ・ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
 - ・海岸、河川敷等の通常の自動車走行に不適な場所でご契約のお車を使用し、事故や故障が発生した場合
 - ・事前に東京海上日動安心110番へのご連絡がない場合
- 交通事情、気象状況等により、各メニューの提供会社の到着にお時間がかかる場合や各種の案内・手配、付帯サービスの提供ができない場合があります。
- 各メニューに規定する上限額を超える費用や、各メニューの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、東京海上日動が選べるロードアシストを提供した後に、選べるロードアシストの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべてお客様のご負担となります。
- 選べるロードアシストは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じて提供します。
- お客様がJAF会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてJAFに取次ぎます。
- レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

各メニューに固有の注意点

- ①車両搬送費用では、搬送に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要な仮修理を実施した費用や、修理工場等に搬送するために必要なクレーン作業料や保管料を含みます。
- ③キャンセル費用では、原則として補償を受けられる方に対して提供されるサービスに係る費用のみが対象となります。
- ④緊急宿泊費用では、飲食費等の費用は対象となりません。
- ⑤代替交通費用では、事故や故障の現場からご自宅や当面の目的地までの合理的な経路および方法である交通手段を、24時間以内に利用した場合（レンタカーを利用する場合は24時間以内に利用を開始した場合）に限りです。
- ⑥代替交通費用において、「事故・故障時レンタカー費用補償特約」をご契約されている場合は、同特約によるレンタカー手配もしくはレンタカーの利用に必要な費用の補償となり、「代替交通費用」としてレンタカーを利用することはできません。
- ⑦緊急時応急対応サービスでは、次の費用はお客様のご負担となります。
 - ・部品代、消耗品代
 - ・セキュリティ装置（警報装置）付車両のカギ開け代
 - ・チェーンの着脱作業代
 - ・バンク修理代
 - ・30分程度で対応できないケースの超過作業料
- ⑧緊急時応急対応サービスでは、故障や車両トラブルの現場で対応できない場合は、「車両搬送費用」の内容に基づきご契約のお車を修理工場等へ搬送します。

水漏れ・鍵開けアシスト

水回りのトラブル対応サービス

水回りのトラブル（トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等）が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。
※出張料と応急処置作業料は無料です。本修理は有料となります。
※1年間に1回限度となります。

鍵のトラブル対応サービス

鍵を紛失した場合または鍵の盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、鍵とシリンダー錠の交換も行います。
※出張料と作業料は無料です。
鍵の紛失の場合、鍵と錠の交換をご希望される場合の費用はお客様の自己負担となります。
※1年間に1回限度となります。

<ご注意ください<

- 一定のご利用条件がありますので、詳細は水漏れ・鍵開けアシスト利用規約をご参照ください。
- サービスのご利用にあたっては、必ず事前に専用フリーダイヤル経由でお申込みください（お客様にて独自に手配された場合の事後のお取扱いは一切できませんのでご注意ください。）。
- 提携会社を通じたサービスであり、離島等一部地域や、集中豪雨等のやむを得ない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

住まいの選べるアシスト

火災、落雷、破裂・爆発事故、盗難事故の再発防止策をご提供します。事故後の再発防止策としてお好みの補償メニューを選んでいただく新しい仕組みです。

保険金をお支払いできない主な場合

- 建物・収容動産損害保険金が支払われない場合

ご利用にあたっての主な注意点

- 万が一補償メニューをご利用いただいた後に保険金のお支払対象外となった場合は、お客様にご利用いただいた全額分をご返金いただきます。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

メディカルアシスト

緊急医療相談

救急医療機関の現場第一線で活躍している、現役の救急の専門医と経験豊富な看護師が24時間・365日常駐しており、日常のおからの悩みをはじめ、突然の発病やケガ等、緊急の場合の対処方法も含めて的確にアドバイスいたします。

医療機関案内

夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関等、お客様のご要望にあった医療機関をご案内いたします。

転院・患者移送手配

出張先等で急に入院した救急病院からご自宅の最寄りの病院への転院等の場合に、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等一連の手配の一切を承ります。
※実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。ただし入院時選べるアシスト特約で補償される場合があります。

入院時選べるアシスト

「事故が起きてから」お客様にお好みの補償を選んでいただく新しい仕組みです。

<このようなときに保険金をお支払いします>

- 対象事故（人身傷害保険等により補償の対象となる事故をいいます。）により3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について支払限度額の範囲内で補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。
※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。
- 対象事故により、補償を受けられる方が2日以上のICU治療かつ3日以上の入院をした場合で、その他の病院等に転院移送する必要が生じたときに、ご契約者または補償を受けられる方が負担した転院移送費用に対して保険金をお支払いします（事故発生の日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です。ただし、1事故について1名あたり1回の移送に限り、100万円を上限とします。）。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- 補償を受けられる方が入院されている病院等において補償メニューのご利用が許可されない場合
- 補償メニューをご利用されることにより補償を受けられる方の傷害がより重大となるおそれがあると医師が判断する場合 等

- サービスのご利用にあたっては、お客様の証券番号等を確認させていただきます。
- 「水回りのトラブル対応サービス」「鍵のトラブル対応サービス」の提供回数は、それぞれ、サービス受付日を含み1年間に1回限度となります（2回目以降は有料となります。）。
- 「鍵のトラブル対応サービス」において、お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- 各サービスで無料となる費用は、応急作業・応急修理に関する出張費・作業代・修理代に限り（部品交換が必要な場合の部品代・作業代（鍵のトラブルについては破錠後の新規取付作業、鍵作成代等）・修理代は対象外となります。）。
- サービス内容は予告なく変更される場合があります。

<対象とならない場合>

- サービスのご利用にあたり事前に専用フリーダイヤルにご連絡いただかなかった場合
- マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および自治体等の管轄部分に生じたトラブルの場合
- 下水道本管等、公共機関が管理する公的部分に生じたトラブルの場合
- 故意または重大な過失によって生じたトラブルの場合
- 戦争、暴動危険、原子力に起因する場合
- 国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合
- 地震、噴火またはこれらによる津波の場合

- ご利用にあたっては、事前に専用のサポートデスクにご連絡ください。事前のご連絡なく費用を支出された場合でも原則として保険金のお支払い対象となりますが、内容によっては保険金のお支払対象外となる場合があります。
- ご自身で上記に掲げる再発防止費用を支出された場合も、保険金のお支払い対象となります。
- 「住まいの選べるアシスト特約」による補償の対象となる再発防止費用は、原則として事故発生の日からその日を含めて180日以内に支出した費用（補償メニューの利用を含みます。）に限り（1事故につき20万円限度）。
- 保険金のお支払いが何回あっても支払限度額は減額されず、ご契約は保険期間の末日まで有効です。
- 各補償メニュー・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

予約制専門医相談

様々な診療科の専門医が十分な時間をかけて、日頃のおからの不調やお悩みに関するご相談に、専門的にお応えいたします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。
※あらかじめ事前にご予約が必要です。

<ご注意ください<

- 本サービスは、医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- サービス内容は予告なく変更される場合があります。
- メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

<ご利用にあたっての主な注意点>

- 入院時選べるアシストのご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前にご連絡なく独自に手配されると、原則として保険金のお支払いができませんのでご注意ください。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額とご利用限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
- 個々の補償メニューのご利用にあたっては、補償を受けられる方の責任においてご選択、ご利用いただきます。東京海上日動およびサポートデスクは、補償メニューのご利用により加重された身体の障害、あらゆる事故等について責任を負いかねます。
- 東京海上日動およびサポートデスクは個々の補償メニューのご利用にあたって、その内容や補償を受けられる方の状況について確認させていただく場合があります。
- お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日が必要とする場合や、手配ができない場合があります。
- 提携業者に対して公序良俗に反する行為があった場合は、補償メニューをご提供できない場合があります。
- 延滞・破損・延長・キャンセル等が発生した場合の費用について、補償を受けられる方の自己負担となる場合があります。
- 補償メニューは、一部変更、追加となる場合があります。

充実のサポート

主な保険用語のご説明

超保険

総合保険のペットネーム(愛称)です。

約款

ご契約内容を記載したものです。

保険証券

ご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

保険契約者(契約者)

保険会社と保険契約を結び契約上のいろいろな権利(たとえば、契約内容変更等の請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方のことをいいます。

保険金・給付金

被保険者が約款で定めたお支払い事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。

保険金受取人・給付金受取人

保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

保険料

ご契約者に払い込みいただくお金のことです。

保険料払込期間

保険料を払い込みいただく期間のことです。

保険金額

実損補償の場合、お支払いする保険金の最高限度額のことをいいます。定額補償の場合、お支払いする保険金の額のことをいいます。

保険期間

補償の対象となる期間をいいます。

実損補償

保険事故が発生した場合、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いする補償をいいます。

定額補償

保険事故が発生した場合、一定金額を保険金としてお支払いする補償をいいます。

記名運転者

ご契約の運転者のことをいいます。

許諾運転者

ご契約の運転者の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方のことをいいます。

ご家族

ご契約者、配偶者、同居の親族のことをいいます。

別居の未婚の子

ご契約者またはその配偶者の別居の未婚の子のことをいいます。

疾病

病気のことをいいます。

長割り終身

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険のペットネーム(愛称)です。

主な保険金

お支払いの対象となる主な保険金

超保険のご契約でお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。また、保険料の払込みの免除をご請求いただく際もご確認ください。その他この保険の詳しい内容は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



自動車に関する補償について

相手方への賠償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
対人賠償責任	対人賠償保険金	補償の対象となる自動車の事故により、自動車に乗車中の方や歩行者等を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等の補償額を超える部分に対し保険金をお支払いします。あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	対人賠償責任をご契約の場合にお支払いの対象となります。	ご自身やその家族等の方がケガ・死亡された場合 補償の対象となる自動車を運転中の方やその父母・配偶者・子が死傷した場合の損害は補償の対象となりません。
	対人臨時費用保険金	対人賠償事故により被害者が死亡または病院等に3日以上入院した場合に、対人臨時費用保険金をお支払いします。		
対物賠償責任	対物賠償保険金	補償の対象となる自動車の事故により、相手の自動車や他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします(ただし、相手の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。)。あわせて、落下物取り片付け費用、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	対物賠償責任をご契約の場合にお支払いの対象となります。	ご自身やその家族等の方のお車や持ち物が壊れた場合 補償の対象となる自動車を運転中の方やその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物等の損害は補償の対象となりません。
	対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用保険金		
			この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。	

【相手方への賠償】において、補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。

- ①記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車*
- ②記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記①以外の自動車*
- ③許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車*
- ④運転されていない間のご家族所有の自動車*
ただし、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいていない自動車を除きます。

*自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限りです。

ご自身の補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
人身傷害補償特約	人身傷害保険金	自動車事故により、被保険者が死傷された場合に、保険金をお支払いします。「人身傷害に関する交通事故危険補償特約」をご契約の場合は、自動車事故以外の交通事故および建物火災により、被保険者が死傷された場合も補償します。あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用をお支払いできる場合があります。	人身傷害補償特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。	酒気帯び運転や無免許運転により運転者ご本人がケガをされた場合 酒気帯び運転や無免許運転により運転者本人が被ったケガや損害、闘争行為によりその本人が被ったケガや損害は補償の対象となりません。

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
搭乗者傷害特約 	死亡保険金	自動車事故により、補償の対象となる自動車に乗車中の方が死亡された場合に、保険金をお支払いします。	搭乗者傷害特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡・後遺障害・入院・通院がお支払いの対象です。)	酒気帯び運転や無免許運転により運転者ご本人がケガをされた場合 酒気帯び運転や無免許運転により運転者本人が被ったケガや損害、闘争行為によりその本人が被ったケガや損害は補償の対象となりません。
	後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合に、その後遺障害に応じて保険金をお支払いします。	搭乗者傷害特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡・後遺障害・入院・通院がお支払いの対象です。)	
	重度後遺障害特別保険金	弊社が定める介護を要する重度の後遺障害が生じた場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。		
	重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金をお支払いする場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。		
	傷害保険金【一時金払方式をご選択の場合】	通算5日以上入院をされた場合に、ケガの内容に応じて傷害入院給付金をお支払いします。また、入院日数が4日以内の場合は傷害治療給付金をお支払いします。		
傷害保険金【日数払方式をご選択の場合】	医師が治療を必要と認める入・通院日数に応じて保険金をお支払いします。			
自損事故傷害特約	死亡保険金 後遺障害保険金 傷害保険金	補償の対象となる自動車の自損事故により、被保険者が、①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害が生じた場合には、その後遺障害に応じて後遺障害保険金③医師の治療を要した場合には、医師が治療を必要と認める入・通院日数に対して傷害保険金をお支払いします。	自損事故傷害特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。(「人身傷害補償特約」のご契約がない場合は、この特約がご契約されています。)	
	介護費用保険金	被保険者が自損事故により、弊社が定める介護を要する重度の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。		
無保険車事故傷害特約	無保険車傷害保険金	補償の対象となる自動車と相手車との事故により、被保険者が死亡された場合または後遺障害が生じた場合で、相手方が不明または保険を十分につけていないために賠償を受けられないときに保険金をお支払いします。あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用をお支払いできる場合があります。	対人賠償責任保険に自動付帯される無保険車事故傷害特約によりお支払いの対象となります。(人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合は、支払われるべき人身傷害保険金の額を超過するときに限ります。)	
入院時選べるアシスト特約 <small>(正式名称: 「人身傷害諸費用補償特約」)</small> 	人身傷害諸費用保険金	人身傷害補償特約等で補償されるケガで被保険者が3日以上入院した場合に、補償メニューの中からホームヘルパーやベビーシッター派遣等、ご希望のサービスを被保険者1名あたり以下の限度額の範囲内で提供またはその費用に対して保険金をお支払いします。限度額:入院3日目10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円ずつ加算されます。ただし、180万円を上限とします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。	

【ご自身への補償】において、補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。

- ①記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車*1
- ②記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記①以外の自動車*1
- ③許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車*1
- ④運転されていない間のご家族所有の自動車*1

ただし、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいていない自動車を除きます。

*1 自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。*2

*2 ②に関して人身傷害補償特約については、自家用8車種以外でも、自動車検査証上「事業用」となっていない場合は補償の対象となります。

お車の補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
車両損害 	車両保険金(①運転車両保険金(運転中の事故を補償)、②保管車両保険金(台風、たつ巻、こよう水、高潮または盗難の事故を補償)、③その他車両保険金(その他の事故を補償))	偶然な事故により、補償の対象となる自動車に損害を被った場合に、車両保険金をお支払いします。なお、ご契約の条件*1によって対象となる事故が異なります。あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用、運搬費用、盗難事故のときの車両引取費用、共同海損の分担金をお支払いできる場合があります。	車両損害をご契約の場合にお支払いの対象となります。	お車の欠陥や故障等でお車に損害が生じた場合または酒気帯び運転や無免許運転でお車を壊してしまった場合 補償の対象となる自動車に存在する欠陥や自然の消耗、故障等の損害、タイヤの単独損害、酒気帯び運転や無免許運転による損害は補償の対象となりません。
車両全損時諸費用	車両全損時諸費用保険金	補償の対象となる自動車全損となった場合に車両全損時諸費用保険金をお支払いします。	車両全損時諸費用をご契約の場合にお支払いの対象となります。	
車両修理時諸費用	車両修理時諸費用保険金	補償の対象となる自動車全損以外の場合で損害額が50万円以上となった場合に車両修理時諸費用保険金をお支払いします。	車両修理時諸費用をご契約の場合にお支払いの対象となります。	
自動車事故・故障時レンタカー費用 	レンタカー費用保険金	補償の対象となる自動車に事故または故障*2が生じたことにより、必要となったレンタカー*3を使用する場合の費用に対し、保険金日額を限度に保険金をお支払いします。(原則として弊社がレンタカー*3のご使用を了承した日から30日以内に使用された費用がお支払いの対象となります。)	自動車事故・故障時レンタカー費用をご契約の場合にお支払いの対象となります。	燃料の不足やバッテリー上がり等の場合 燃料の不足やバッテリー上がりによって補償の対象となる自動車が自力走行不能となった場合の損害は補償の対象となりません。
積載動産損害 	積載動産損害保険金	車両事故により、補償の対象となる自動車の車内・トランク等に積載された個人所有の日用品に生じた損害に対して積載動産損害保険金をお支払いします。	積載動産損害をご契約の場合にお支払いの対象となります。	お車が壊れていない場合 補償の対象となる自動車の損傷がない場合等、積載動産単独の損害は補償の対象となりません。

*1 運転中の自動車に関する補償のご契約方法と補償範囲について

○はお支払いできる場合を、×はお支払いできない場合を示しています。

	火災・爆発、落雷・窓ガラス破損、飛来中・落下中の他物との衝突等による損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱・建物等の自動車以外の他物との衝突・接触および転覆・墜落による損害(単独事故等)
オールリスク補償	○	○	○
車対車衝突事故等の補償 (車対車「運転車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)を付帯します。)	○	○ (相手自動車および運転者が確認された場合に限り。)	×

*2 故障の場合、自力での走行ができなくなり修理工場等へ運搬されることが条件となります。

*3 レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

【お車の補償】において、補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。

<運転中の自動車に関する補償>

- ①記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車*4
- ②記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記①以外の自動車*4
- ③許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車*4



ただし、台風、たつ巻、こよう水、高潮または盗難により損害を被った自動車、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいていない自動車を除きます。

*4 自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。

<保管中の自動車に関する補償>

「台風、たつ巻、こよう水、高潮または盗難による損害について、補償の対象として保険証券に記載された自動車」および「運転されていない間に生じた偶然な事故による損害について、補償の対象として保険証券に記載された自動車」

その他の補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件
法律相談費用補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり、物を壊されたりした場合の相手への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士等への法律相談費用に対して法律相談費用保険金をお支払いします。	超保険・自動車に関する補償をご契約の場合に自動付帯される「法律相談費用補償特約」によりお支払いの対象となります。
弁護士費用等補償特約 	弁護士費用保険金	自動車事故によりケガをしたり、物を壊されたりしたとき、相手との交渉を弁護士に依頼した場合や事故の解決が訴訟等に及んだ場合に必要となる弁護士費用や訴訟費用等に対して弁護士費用保険金をお支払いします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。
事故・故障時選べる特約 (正式名称: 「事故・故障時諸費用補償特約」) 	事故・故障時諸費用保険金	補償の対象となる自動車、事故または故障により走行不能となった場合に、補償メニューごとの上限額の範囲内で補償を提供またはその費用に対して保険金をお支払いします。	超保険・自動車に関する補償をご契約の場合に自動付帯される「事故・故障時選べる特約」によりお支払いの対象となります。
ファミリーバイク特約 (原付・自損事故傷害あり)	対人賠償責任の保険金・対物賠償責任の保険金・自損事故傷害の死亡保険金等	原動機付自転車を運転中の事故等によりご家族または別居の未婚の子が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車に乗車中に生じた自損事故について、対人賠償責任の保険金、対物賠償責任の保険金、自損事故傷害の保険金、無保険車事故傷害の保険金をお支払いします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。
ファミリーバイク特約 (原付・人身傷害あり)	対人賠償責任の保険金・対物賠償責任の保険金・人身傷害の保険金等	原動機付自転車を運転中の事故等によりご家族または別居の未婚の子が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車に乗車中に生じた人身傷害事故について、対人賠償責任の保険金、対物賠償責任の保険金、人身傷害の保険金、無保険車事故傷害の保険金をお支払いします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。


割引・割増制度 (リザルトレーティング制度)

「保険料の割引・割増」は、事故の有無等によって決まります。(リザルトレーティング制度)

自動車に関する補償では、記名運転者(ご契約の運転者)1名ごとおよび許諾運転者ごとに、前の保険年度(総合保険契約の保険年度)における保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数および支払保険金の大小を保険料に反映させるリザルトレーティング制度が採用されています。

「リザルトレーティング制度」と「一般の自動車保険の割引・割増制度」の比較


	リザルトレーティング制度	一般の自動車保険の割引・割増制度
割増引率の適用単位	運転者ごと	自動車ごと
制度に反映される項目	事故件数・支払保険金の大小	事故件数

 原則として、1年間保険事故がなかった場合には保険料が割引となり、保険事故が発生した場合には割増となります。なお、事故の種類によっては割増とならない場合があります。

賠償事故の示談交渉

「賠償事故の示談交渉」は、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって弊社が行います。

賠償事故が起きた場合は、弊社は被保険者(保険の補償を受けられる方)と相手方との事故解決のためのお手伝いをします。被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、原則として被保険者(保険の補償を受けられる方)のお申出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、弊社の費用により、被害者との示談交渉をお引き受けします。

 相手方からの賠償金の受け取りに関する場合や被保険者(保険の補償を受けられる方)が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。



お住まいと家財など(建物・収容動産損害)に関する補償について

建物・収容動産損害および付随する費用に関する補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
基本リスク 	建物・収容動産損害保険金(基本リスク)	火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災によって保険の目的が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。	「基本リスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。	地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする次のような損害には保険金をお支払いできません。
総合リスク 	建物・収容動産損害保険金(総合リスク)	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ、騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為、盗難、水災(水災の補償が選択されている場合)によって保険の目的が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。	「総合リスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。	損壊・埋没・流失による損害 火災(延焼・拡大も含みます。)損害 火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害
オールリスク 	建物・収容動産損害保険金(オールリスク)	偶然な外来の事故に直接起因する電氣的・機械的の事故、破損・汚損等の偶然な事故によって保険の目的が損害を受けた場合、および引越中家財に生じた損害*1に保険金をお支払いします。	「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物または家財についてお支払いの対象となります。	 居住用建物および家財を対象とする「基本リスク」では、ご希望されない場合を除き、「地震保険」をあわせてご契約いただくことになっています。なお、「地震保険」を単独でご契約いただくことはできません。「地震保険」のご契約をご希望されない場合は、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名または押印をお願いいたします。「地震保険」については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。
失火見舞費用	失火見舞費用保険金	保険の目的から発生した火災、破裂もしくは爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときに、第三者への見舞費用をお支払いします。	「基本リスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。	上記の他、例えば次のような損害にも、保険金をお支払いできません。
地震火災費用 	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の目的が建物である場合は、当該建物に20%以上の損害が発生したとき、保険の目的が家財である場合は、当該家財を収容する建物が20%以上の損害を受けたとき、または家財が80%以上の損害を受けたとき、保険の目的が設備・什器等である場合には、当該設備・什器等を収容する建物が20%以上の損害を受けたときに、保険金をお支払いします。	「基本リスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。	ご契約者の「故意」もしくは「重大な過失」または「法令違反」によって生じた損害 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 核燃料物質に起因する事故によって生じた損害 火災等の事故(盗難を除きます。)の際の紛失・盗難によって生じた損害
財物臨時費用	財物臨時費用保険金	建物・収容動産損害保険金が支払われる場合に*2、損害時に臨時に必要となる費用をお支払いします。 ※ご選択された補償内容によっては、盗難、水災、偶然な外来の事故に直接起因する電氣的・機械的の事故、破損・汚損等の偶然な事故については、財物臨時費用をお支払いしない場合があります。	「基本リスク」「総合リスク」「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。 ※「オールリスク」については建物に限りません。	
水道管凍結修理費用	水道管凍結修理費用保険金	専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いします。	「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物についてお支払いの対象となります。	
構内構築物修復費用 	構内構築物修復費用保険金	建物について建物・収容動産損害保険金がかかる場合で、物干、庭木、遊具等の構内構築物が損害を受け、これを修復した場合に、修復費用をお支払いします。 ※構内構築物が庭木の場合には、損害発生後7日以内に枯死しこれを修復したときに限ります。	「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物についてお支払いの対象となります。	
共用部分修理費用	共用部分修理費用保険金	建物・収容動産損害に関する補償の「基本リスク」、「総合リスク」および「オールリスク」の事故(ただし、通貨等の盗難、および引越中家財の事故は対象外となります。)により共同住宅の共用部分に損害が生じ、管理組合規約に基づき共用部分の損害に対する修復費用を負担したときに、修復費用をお支払いします。	「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物についてお支払いの対象となります。	

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
犯罪行為再発防止費用	犯罪行為再発防止費用保険金	建物に不法侵入があり、その再発防止のために必要となるシャッター、ブザー等の防犯装置を設置(不法侵入の発生から180日以内に負担したものに限り。)した場合に、設置費用をお支払いします。 ※ご選択された補償内容によっては、犯罪行為再発防止費用をお支払いしない場合があります。	「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物についてお支払いの対象となります。	地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする次のような損害には保険金をお支払いできません。 損壊・埋没・流失による損害
来訪者傷害見舞費用	来訪者傷害見舞費用保険金	保険の目的である家財を収容する建物内において、来訪者が偶然な事故により傷害を被り死亡・入院または通院した場合に、慣習として支払う見舞金の費用をお支払いします。	「オールリスク」の補償タイプをご契約された家財についてお支払いの対象となります。	火災(延焼・拡大も含みます。)損害 火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害
建物・収容動産損害時諸費用	建物・収容動産損害時諸費用保険金	建物・収容動産損害保険金が支払われる場合に*2、損害を受けた保険の目的の残存物の取片付けに必要な費用、損害の原因の調査費用、損害の範囲確定のための調査費用、設備または装置の再稼働のための点検費用、調整費用、試運転費用、仮修理費用、仮設物の設置費用および撤去費用ならびに付随する土地の賃借費用、迅速な復旧のための割増賃金の費用をお支払いします。	「基本リスク」「総合リスク」「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。 ※「オールリスク」については建物または家財に限ります。	居住用建物および家財を対象とする「基本リスク」では、ご希望されない場合を除き、「地震保険」をあわせてご契約いただくことになっていません。なお、「地震保険」を単独でご契約いただくことはできません。「地震保険」のご契約をご希望されない場合は、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名または押印をお願いいたします。「地震保険」については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。
地震危険等上乗せ担保特約	地震危険等上乗せ保険金	ご契約いただいている地震保険により保険金が支払われる場合、お支払いします。	地震危険等上乗せ担保特約をご契約された建物または家財についてお支払いの対象となります。	上記の他、例えば次のような損害にも、保険金をお支払いできません。 ご契約者の「故意」もしくは「重大な過失」または「法令違反」によって生じた損害
類焼損害担保特約	類焼損害保険金	建物または家財から発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)	類焼損害担保特約をご契約された建物または家財についてお支払いの対象となります。	上記の他、例えば次のような損害にも、保険金をお支払いできません。 ご契約者の「故意」もしくは「重大な過失」または「法令違反」によって生じた損害
住まいの選べるアシスト特約(正式名称:「火災・盗難時再発防止費用補償特約」)	火災・盗難時再発防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発、盗難によって保険の目的が損害を受けた場合に、補償メニューより上限額の範囲内で補償を提供またはその費用に対して保険金をお支払いします。	火災・盗難時再発防止費用補償特約をご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。	ご契約者の「故意」もしくは「重大な過失」または「法令違反」によって生じた損害 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
その他	その他	損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な当会社所定の費用(消火薬剤のつめかえ費用等)をお支払いします。	「基本リスク」「総合リスク」「オールリスク」の補償タイプをご契約された建物、家財または設備・什器等についてお支払いの対象となります。	核燃料物質に起因する事故によって生じた損害 火災等の事故(盗難を除きます。)の際の紛失・盗難によって生じた損害

*1 引越中家財に生じた損害については、「基本リスク」「総合リスク」「オールリスク」にて保険金お支払いの対象となる事故(ただし、通貨等の盗難、水災を除きます。)が生じた場合に保険金をお支払いします。
*2 通貨等の盗難、および引越中家財の事故は対象外となります。



携行品損害に関する補償について

携行品損害に関する補償


ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
家族携行品損害	携行品損害保険金	一時的に持ち出された身の回り品または携行中の身の回り品について偶然な事故により損害が生じた場合、および通貨等・預貯金証書の盗難によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。 あわせて、損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な当会社所定の費用(消火薬剤のつめかえ費用等)をお支払いします。	携行品損害をご契約された場合にお支払いの対象となります。	地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする次のような損害には保険金をお支払いできません。 「損壊・埋没・流失による損害」・「火災(延焼・拡大も含みます。)損害」・「火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害」
携行品の範囲限定に関する特約	携行品損害保険金(テニス)	被保険者(保険の補償を受けられる方)が所有する身の回り品(保険の目的(ご契約の対象となる財物))のうち、テニス用品について偶然な事故により生じた損害を補償します。		上記の他、例えば次のような損害にも、保険金をお支払いできません。 ご契約者の「故意」もしくは「重大な過失」または「法令違反」によって生じた損害





賠償責任に関する補償について

賠償責任に関する補償(自動車に関する補償における賠償責任は除きます。)

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
生活賠償責任	生活賠償保険金	住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故による他人の身体の障害、自由の侵害等または財物の損壊もしくは使用不能について、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。 あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	生活に関する賠償責任をご契約された場合にお支払いの対象となります。	ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意によって生じた損害 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
生活賠償責任の範囲限定に関する特約	生活賠償保険金(ゴルフまたはテニス)	「ゴルフ」または「テニス」のうち、保険証券記載のものに伴って、偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。		地震、噴火、津波等の天災によって生じた損害
受託賠償責任	受託賠償保険金	被保険者が管理する受託品が、住宅内に保管または一時的な持ち出しによって住宅外で管理されている間の損壊・紛失または盗取により、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。 あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	受託品に関する賠償責任をご契約された場合にお支払いの対象となります。	


ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
 借家賠償責任	借家賠償保険金	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発、水濡れ、盗難の事故によって、借戸室が滅失、き損または汚損した場合に、被保険者が借戸室の貸主に對して法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。 あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	借家に関する賠償責任をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<p>ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意によって生じた損害</p> <p>戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>地震、噴火、津波等の天災によって生じた損害</p>
	借家修理費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体落下・飛来・衝突等、給排水設備事故・他戸室事故に伴う漏水等の水漏れ、騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為、風・ひょう・雪災、盗難の事故により、借用する戸室に損害が生じ、貸主との契約に基づき自己の費用で修理した場合に、修理費用をお支払いします。		

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
 被害事故費用	法律相談費用保険金	被保険者が日本国内において発生した偶然な外来の事故により被った被害（身体の障害または財物の損壊をいいます。）について、あらかじめ弊社の同意を得て負担した弁護士、司法書士、行政書士への法律相談費用をお支払いします。	被害事故費用をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（保険の補償を受けられる方）の父母、配偶者または子等が賠償義務者である場合 液体、気体もしくは固体の排出 財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化 騒音、振動、悪臭、日照不足
 ストーカー対策費用	ストーカー対策費用保険金	ストーカー被害にあった被保険者が、ストーカー規制法に基づく警告や援助の申出を行い、その90日以内に弊社に弊社の承認を得て負担した防犯カメラ設置費用、ドアロック強化費用、転居費用等、被害防止に関する対策費用をお支払いします。	ストーカー対策費用をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<p>保険期間（補償の対象となる期間）の初日から180日以内にストーカー規制法に基づく警告や援助の申出が行なわれた場合は対象となりません。</p>

賠償事故の示談交渉

「賠償事故の示談交渉」は、被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わって弊社が行います。


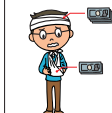
賠償事故が起きた場合は、弊社は被保険者（保険の補償を受けられる方）と相手方との事故解決のためのお手伝いをします。被保険者（保険の補償を受けられる方）が被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、原則として被保険者（保険の補償を受けられる方）のお申出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、弊社の費用により、被害者との示談交渉をお引き受けします。

 相手方からの賠償金の受け取りに関する場合や被保険者（保険の補償を受けられる方）が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。



ケガや病気（傷害・疾病）に関する補償について





ケガをされた場合の補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
 傷害定額	傷害死亡保険金	被保険者が事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、保険金をお支払いします。	左記の各保険金の補償をご契約の場合に、それぞれについてお支払いの対象となります。	<p>「ケガをされた場合の補償」について、保険金をお支払いできない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 疾病・心神喪失等およびこれらを原因とするケガ 例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためにケガをされた場合等 酒気帯び運転・麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ 妊娠・出産・早産を原因としたケガ 細菌性食中毒やウイルス性食中毒（※） 熱中症 危険な運動中のケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等 <p>（※）一部の保険金（傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金または人身傷害保険金）については、特約をセットすることで、O-157等の特定感染症に対して保険金をお支払いすることが可能です。</p>
	傷害後遺障害保険金	被保険者が事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。		
	傷害入院保険金	被保険者が事故によりケガをされ、その直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合に、保険金をお支払いします。		
	傷害手術保険金（傷害入院保険金にセットされます。）	被保険者が事故によりケガをされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。		
	傷害通院保険金	被保険者が事故によりケガをされ、その直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に通院を開始された場合に、保険金をお支払いします。		
 人身傷害	人身傷害保険金	被保険者が事故により死傷された場合に、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止軽減費用、求償権保全手続費用をお支払いできる場合があります。	人身傷害をご契約の場合にお支払いの対象となります。	
	特定感染症危険担保特約	傷害定額または人身傷害の保険金	被保険者が保険期間の初日からその日を含めて10日を経過した後の保険期間中に特定感染症を発病した場合に、傷害定額（傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金）または人身傷害の規定に従い、保険金をお支払いします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。







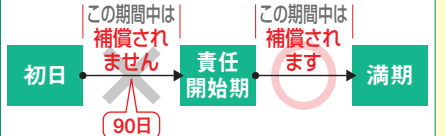
思い出もよらない出費（その他各種費用）に関する補償について

その他各種費用に関する補償



ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
 ホールインワン・アルバトロス費用	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。	ホールインワン・アルバトロス費用をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<p>パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは対象となりません。</p>
 救済者費用	救済者費用保険金	被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合、偶然な事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）の生死が確認できない場合もしくは緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合等に、親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費をお支払いします。	救済者費用をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<p>山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じた事故は対象となりません。</p>
 キャンセル費用	キャンセル費用保険金	被保険者、配偶者または被保険者の1親等以上の親族の死亡または入院を原因として生じた旅行、ホテル等の特定のサービスに対するキャンセル費用をお支払いします。	キャンセル費用をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<p>補償対象となるサービスは業として有償で提供される一定のサービスに限られます。</p>
 被害事故費用	弁護士費用保険金	被保険者が日本国内において発生した偶然な外来の事故により被った被害（身体の障害または財物の損壊をいいます。）について法律上の損害賠償請求を行う場合に、あらかじめ弊社の同意を得て負担した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用をお支払いします。	被害事故費用をご契約された場合にお支払いの対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（保険の補償を受けられる方）の父母、配偶者または子等が賠償義務者である場合 液体、気体もしくは固体の排出 財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化 騒音、振動、悪臭、日照不足

病気をされた場合の補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
疾病定額   	疾病入院保険金	被保険者が責任開始期(保険期間の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下、同様とします。)以後に疾病を発病し、その直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、その治療のため、保険期間中に入院された場合に、保険金をお支払いします。	左記の各保険金の補償をご契約の場合に、それぞれについてお支払いの対象となります。	「病気をされた場合の補償」について、保険金をお支払いできない主な場合 ●「がん特約」を除きます。 異常分娩以外の妊娠・出産・早産のための入院 精神障害 疾病所得補償保険金ならびに人身疾病保険金のうち休業損害および逸失利益に対する保険金に限りません。 「病気をされた場合の補償」の補償期間について  待機期間を設定した場合は90日 病気をされた場合の補償の保険金(除くがん特約の保険金) 保険期間(補償の対象となる期間)の初日からその日を含めて待機期間日数(0日、90日のいずれか)を経過した日の翌日(「責任開始期」といいます。)以後の保険期間(補償の対象となる期間)中に発病した疾病が保険金お支払いの対象となります。 ⚠ 責任開始期より前に発病した疾病についても、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した疾病による治療を目的とした入院・手術等については、保険金のお支払いの対象となります。 ⚠ 特定疾病診断保険金および形成治療保険金については、保険期間(補償の対象となる期間)の初日からその日を含めて90日以内の乳がんは保険金お支払いの対象とはなりません。
	疾病手術保険金(疾病入院保険金にセットされます。)	被保険者が責任開始期以後に疾病を発病し、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。		
	疾病通院保険金	被保険者が疾病入院保険金の支払われる入院をし、かつ、その疾病の治療のため、保険期間中かつ入院日の前日からその日を含めて60日間または退院日の翌日からその日を含めて120日間に通院された場合に、保険金をお支払いします。		
	特定疾病診断保険金	被保険者が責任開始期以後に疾病を発病し、急性心筋梗塞、脳卒中または悪性新生物と医師により診断され、その治療のため、保険期間中に入院された場合に、保険金をお支払いします。		
人身疾病 	人身疾病保険金	被保険者が責任開始期以後に疾病を発病し、その直接の結果として、保険期間中に8日以上継続する入院を開始した場合に、保険金をお支払いします。	人身疾病をご契約の場合にお支払いの対象となります。	
成人病入院特約 	成人病入院保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した所定の成人病を直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、その治療のため、保険期間中に2日以上継続して入院された場合に、保険金をお支払いします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。	
女性医療特約 	女性入院保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した所定の女性特定疾病を直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、その治療のため、保険期間中に2日以上継続して入院された場合に、保険金をお支払いします。	この特約をご契約の場合にお支払いの対象となります。	
	形成治療保険金(女性入院保険金にセットされます。)	被保険者が責任開始期以後に発生した原因により、保険期間中に瘢痕もしくは足ゆびの後天性変形の治療のため所定の手術を受けられた場合または乳房切除術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。		

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
がん特約    	診断保険金	被保険者が責任開始期以後の保険期間中にがんと診断確定された場合に、保険金をお支払いします。	左記の各保険金の補償をご契約の場合に、それぞれについてお支払いの対象となります。	「がん特約」について、保険金をお支払いできない主な場合 良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、がん特約の補償対象とはなりません がん特約で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内がんのことをいいます。 「がん特約」の保険金の補償期間について  がん特約 保険期間(補償の対象となる期間)の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(「責任開始期」といいます。)以後の保険期間(補償の対象となる期間)中に診断確定されたがんが保険金お支払いの対象となり、責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または保険金受取人がその事実を知っているといないにかかわらず、がん特約は無効となり、保険金はお支払いできません。
	入院保険金	被保険者が責任開始期以後にがんと診断確定され、その治療を直接の目的として、責任開始期以後の保険期間中に入院された場合に、保険金をお支払いします。		
	手術保険金(入院保険金にセットされます。)	被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、責任開始期以後の保険期間中に所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。		
	通院保険金	被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、がん特約の入院保険金の支払われる入院日数が20日以上となる継続した入院をし、そのがんの治療のため、責任開始期以後の保険期間中かつ入院日の前日からその日を含めて60日間または退院日の翌日からその日を含めて180日間に通院された場合に、保険金をお支払いします。		
	重度一時金	被保険者が責任開始期以後の保険期間中にがんと診断確定され、保険期間中にその病状が所定の重度状態となった場合に、保険金をお支払いします。		

ケガや病気で働けなくなってしまった場合の補償

ご契約内容	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする条件	お支払いできない主な場合
所得補償  	傷害所得補償保険金	被保険者が事故によりケガをされ、その直接の結果として、保険期間中に就業不能となり、その就業不能が所定の日数以上継続した場合に、保険金をお支払いします。	傷害所得補償をご契約の場合にお支払いの対象となります。	P28「ケガをされた場合の補償」と同じ
	疾病所得補償保険金	被保険者が疾病を発病し、その疾病により、保険期間中に就業不能となり、その就業不能が所定の日数以上継続した場合に、保険金をお支払いします。	疾病所得補償をご契約の場合にお支払いの対象となります。	P29「病気をされた場合の補償」と同じ

保険料の払込みの免除

ご契約内容	払込みを免除する保険料の概要	払込みを免除する保険料の条件
普通保険約款一般条項	被保険者が責任開始期以後に生じた事故によるケガまたは発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当した場合または責任開始期以後に生じた事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態に該当した場合には、障害状態となった日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料*1の払込みを免除します。 *1 払込みが免除される保険料は当該被保険者に係る次の保険金(障害状態となった時点において支払責任を有するものに限りません。)に関する保険料とします。 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金、人身傷害保険金、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金、特定疾病診断保険金、人身疾病保険金、成人病入院特約、女性医療特約およびがん特約の規定に従い支払われるべき保険金	傷害定額、人身傷害、特定感染症危険担保特約、疾病定額、人身疾病、がん特約、成人病入院特約、女性医療特約をご契約の場合に保険料の払込免除の対象となります。
保険料払込免除特約	被保険者が責任開始期以後に事故によりケガをされ、脳挫傷、脊髄損傷もしくは内臓損傷と医師により診断され、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合または責任開始期以後に疾病を発病し、急性心筋梗塞、脳卒中または悪性新生物と医師により診断され、その治療のため、入院された場合には、入院した日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料*2の払込みを免除します。 *2 払込みが免除される保険料は当該被保険者に係る次の保険金(免除事由に該当した時点において支払責任を有するものに限りません。)に関する保険料とします。 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金、人身傷害保険金、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金、人身疾病保険金、成人病入院特約および女性医療特約の規定に従い支払われるべき保険金	この特約をご契約の場合に保険料の払込免除の対象となります。

主な保険金



死亡に関する保障について

長割り終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）

特長	<p>安心の保障が一生続きます。 万が一の場合の保障が一生続きます。暮らしの基本に安心を確保できます。</p> <p>保険料が割安です。 「低解約返戻金期間」中の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%になっていますので、その分保険料が割安になっています。</p> <p>ご契約を長期に継続される方に有利です。 「低解約返戻金期間」が満了するまでご契約を継続されますと、解約返戻金が「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金と同額になりますので、保険料が割安である分、「5年ごと利差配当付終身保険」よりも有利です（この解約返戻金をもとに年金支払や介護保障への移行も可能です。）。</p>	<p>ライフプランに合わせた保険料払込期間をお選びいただけます。 60歳払込満了、70歳払込満了、80歳払込満了等の多彩な保険料払込期間の中からお選びください。</p> <p>5年ごとに契約者配当金をお支払いいたします。 この保険は責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いいたします。</p>
しくみ	<p>【60歳払込満了の場合】 低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで 低解約返戻金割合：70%</p> <ul style="list-style-type: none"> 低解約返戻金期間中の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」の70%です。 低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」と同額です。 この保険の解約返戻金 「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金（参考） 契約後しばらくの間、解約返戻金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。 	

家計保障定期保険（無配当）

特長	<p>万が一の場合でも、毎月の収入が確保できます。 保険期間中に死亡・高度障害となられた場合、保険金の月払給付により、家計保障期間満了日まで毎月所定の金額の給付金をお支払いします。</p> <p>毎月のお支払いを保証する期間として「最低支払保証期間」があります。 死亡・高度障害となられた時から家計保障期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たない場合は、「最低支払保証期間」にわたって給付金をお支払いします。「最低支払保証期間」は、1年、2年、5年、10年のうちから選択できます。</p>	<p>保険金の受取方法を選択できます。 保険金請求時にお申出いただくことにより、保険金の月払給付（給付金の毎月支払）にかえて、保険金の一時支払またはすえ置支払を選択することができます。</p> <p>配当金はありません。 この保険は無配当ですので契約者配当はありません。また、ご契約日の保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用されます。 ※減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。</p>
しくみ	<p>【ご契約の型が定額型の場合】</p> <p>* 保険金の一時支払またはすえ置支払のお申出がない場合にお支払いする金額</p>	

定期保険（無配当）

特長	<p>小さな負担で、大きな保障が確保できます。 一定期間の大きな保障を割安に確保できる、掛け捨ての死亡保険です。</p> <p>ライフプランに合わせた保険期間をお選びいただけます。 10年満了、20年満了、30年満了等の多彩な保険期間の中からお選びください。お子さまが独立されるまでの責任の重い期間の必要保障確保等にご活用いただけます。</p>	<p>配当金はありません。 この保険は無配当ですので契約者配当はありません。また、ご契約の保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用されます。 ※減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。</p> <p>ご契約の更新が可能です。 保険期間が満了したときにどのような健康状態であっても、所定の条件を満たせばご契約を自動的に更新できます。 ※更新後のご契約には、更新時の約款および保険料率が適用されます。</p>
しくみ	<p>【自動更新について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、この保険は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。 この保険の更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、当社の規定内で、保険期間を短縮して更新する場合があります。 この保険の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、この保険の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。 次の場合には自動更新のお取扱いはいたしません。 <ul style="list-style-type: none"> 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるとき 保険料払込期間が保険期間より短いとき 払済保険に変更されているとき 特別条件が付加されているとき（ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。） 	

※上記3つの保障は、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。

ご契約時、ご契約後にご注意いただきたいこと

超保険・損害保険部分について

ご契約時にご注意いただきたいこと

- 申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

責任開始期について

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（保険申込書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に開始します。
- ただし、病気（疾病）に関する補償（疾病所得補償保険金およびがん特約の保険金を除きます。）において待機期間日数を90日と設定した場合およびがん特約の保険金の場合には、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時に開始します（この場合、所定の高度障害状態に該当したときまたは事故によるケガにより所定の身体障害状態に該当したときの保険料の払込みの免除につきましては、保険期間の初日の午後4時（保険申込書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に開始します。）。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

- この保険における自動車に関する補償については、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、前の保険年度（総合保険契約の保険年度）における保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数、支払保険金等を保険料に反映させるリザルトレーティング制度が採用されています。このリザルトレーティング制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、ご契約の前の契約の割増引および保険事故の有無・件数等の確認を行うことがあります。また、自動車事故等の場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社等の間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行うことがあります。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。
- 確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、東京海上日動火災保険株式会社までお問い合わせください。

傷害死亡・後遺障害保険金額の上限額について

- 被保険者が保険期間の初日時点で満15歳未満の場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約*1および超保険・生命保険部分*2と合算して1000万円までとなりますので、ご注意ください。
- 被保険者がご契約者と異なる場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約*1と合算して1000万円までとなりますので、ご注意ください。

*1 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立型の傷害保険等の保険契約をいいます。

*2 長割引終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）、定期保険（無配当）の保険金額（特約で保障する保険金額を含みます。）をいいます。

ご契約後にご注意いただきたいこと

申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

補償の継続について

- ケガや病気（傷害・疾病）に関する補償の一部（保険期間を「終身」でご契約の場合、または保険期間2年以上の契約において当該期間より短い保険料払込期間でご契約されたとき等）を除き、保険期間満了日の属する月の前月10日までに、ご契約者からの当該補償を継続しない旨のお申出または東京海上日動火災保険株式会社からご契約者への当該補償を継続しない旨の通知がない限り、各補償は保険期間満了日に自動的に継続されます。
- ケガや病気（傷害・疾病）に関する補償の一部の保険金（疾病入院保険金、特定疾病診断保険金、疾病入院初期保険金、疾病通院保険金、成人入院保険金および女性入院保険金）については、継続した場合でも、保険期間を通じてのお支払限度は、初めてご契約された補償および継続されたすべての補償を通じて適用されます。
- 継続後の内容は継続前と原則同一ですが、補償内容の改定または条件により内容を変更して継続することや補償が継続されないことがあります（詳細は下記①～④をご参照ください。）。保険料は、継続日現在の補償ごとに保険の目的（ご契約の対象となる財物）の価額の変動、無事故実績、年齢および保険料率等によって計算します。したがって、当該補償の継続後の保険料は、継続前の保険料と異なることがあります。また、自動車に関する補償の料率クラスにおいて、ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の用途・車種が自家用普通乗用車もしくは自家用小型乗用車の場合、損害保険料率算出機構が定めた料率クラスを使用して保険料を算出しております。料率クラスは型式毎の保険成績に基づき年1回見直すため、補償内容や無事故割引・割増が同一でも、料率クラスの変更に伴い保険料が前年と異なる場合があります。
- 東京海上日動火災保険株式会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、継続後の補償については継続日における制度または保険料率等が適用されます。この結果、上記とは異なる内容で継続されることや補償の継続のお取扱いを行えないことがありますのでご了承ください。（①）
- ケガや病気（傷害・疾病）に関する補償の一部については、「低解約返れい金割合」（「低返れい割合」）を30%から0%に変更して継続されます。「低解約返れい金割合」を30%から0%に変更して継続される「傷害・疾病に関する補償の一部」とは、疾病入院保険金、疾病手術保険金、特定疾病診断保険金、疾病入院初期保険金、疾病通院保険金、成人入院特約、女性医療特約またはがん特約の規定により支払われるべき保険金のうち、保険期間開始日が平成15年2月28日以前でかつ保険期間2年以上の補償をいいます。（②）
- ケガや病気（傷害・疾病）に関する補償の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が次の年齢を超えるときは、補償の継続のお取扱いを行いません。また、ケガや病気（傷害・疾病）に関する補償の継続後の保険期間を継続前の保険期間と同一とした場合に、保険期間満了の日における被保険者の年齢が次の年齢を超えるときは、保険期間を短縮して継続します。これらの場合、東京海上日動火災保険株式会社よりその旨をご通知させていただきますのでご了承ください。（③）
 - (a) 傷害所得補償保険金または疾病所得補償保険金:70歳
 - (b) 人身疾病保険金:79歳
 - (c) 上記(a)・(b)以外のケガや病気（傷害・疾病）に関する補償:90歳
- 保険料払込免除特約により保険料の払込みが免除されている補償については、継続後の補償の保険料を払い込みいただける場合に限り、補償の継続のお取扱いを行います。（④）

もし事故が起きたときは

事故が発生した場合には、まず被害者（相手方等）の救護措置をとり、最寄りの警察署への届け出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について、ご契約の代理店または東京海上日動火災保険株式会社に直ちにご連絡ください。なお、自動車に関する補償における人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故である旨正しく届け出をしていただくようお願いいたします。正当な理由がなくて、東京海上日動火災保険株式会社にご通知のない場合や通知内容について知っている事実を告げなかったり事実と相違することを告げたときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

代理店（損害保険募集人）について

- 東京海上日動火災保険株式会社代理店は、保険契約の締結の代理権を有しており、東京海上日動火災保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動火災保険株式会社代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動火災保険株式会社と直接契約されたものとなります。
- ただし、超保険（総合保険）の引受けにつきましては、東京海上日動火災保険株式会社指定の告知書等の質問事項に1つ以上該当する場合、その他の告知事項が記述される場合、申込書等に付属書類（健康診断書等）が添付される場合またはその他東京海上日動火災保険株式会社が別に定める規定に合致する場合に、その代理権が制限され、東京海上日動火災保険株式会社が引受判断において保険契約のお申込みを承認することを条件*とした契約が成立することとなります。東京海上日動火災保険株式会社が引受判断において保険契約のお申込みを承認したときに限り、東京海上日動火災保険株式会社は保険期間の初日（待機期間を設定した場合には、当該日数を経過した日の翌日）から保険契約上の責任を負うとともに、保険証券を発行し、ご契約者にお送りします。また、代理店研修生等の東京海上日動火災保険株式会社社員につきましても、保険契約の締結の代理権が制限され、東京海上日動火災保険株式会社が引受判断を行うこととなります。

* 条件:法律行為（契約）の効力が発生するための条件（停止条件）

万一ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、東京海上日動火災保険株式会社にお問い合わせください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例（損害保険）
<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約時にご注意いただきたいこと（健康状態の告知義務等について） ● ご契約後にご注意いただきたいこと（ご契約内容に変更が生じた場合等について） ● 事故が起こったときの手続き（賠償事故の解決のために東京海上日動火災保険株式会社が行う手続きおよび援助等） ● 地震保険について

超保険・生命保険部分について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と東京海上日動あんしん生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客様の東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、総合カスタマーセンター（お客様相談窓口）までご連絡ください。

保険契約の自動更新について

定期保険においては、ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、この保険は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一で、保険料は更新日現在の年齢および保険料率によって計算します（したがって更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。）。更新後の保険契約には更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。

ただし、次の場合には自動更新のお取扱いはいたしません。

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるとき
- 保険料払込期間が保険期間より短いとき
- 特別条件が付加されているとき（ただし、保険金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。）

※更新可能なご契約について、事前に東京海上日動あんしん生命保険株式会社よりご連絡します。

5年ごと利差配当について

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険における契約者配当金は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします（5年ごと利差配当）。

契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。なお、ご契約時から長期間継続したご契約については、特別配当をお支払いしますが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってはお支払いできないこともあります。

<配当支払方法>

ご契約が継続している場合は、契約者配当金を会社所定の利率（この利率は経済情勢により変動することがあります。）で積み立てていきます（5年ごと積立配当金）。

<契約者配当の対象>

この保険に付加された特約については契約者配当金はありません。

低解約返戻金型について ～ご契約に際してご注意いただきたいこと～

- 低解約返戻金期間中にご契約の解約（ご契約の失効日が低解約返戻金期間に属する場合を含みます。）または保険金額の減額をされますと、お受け取りになる解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%となりますのでご注意ください。
- 低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて、以下のお取扱いとなりますのでご注意ください。

制 度	低解約返戻金期間中のお取扱
解約返戻金の当社所定の範囲内でお貸し付けする制度（契約者貸付）	お貸し付けできる金額が少なくなります。
保険料の払込みが困難になった場合、保険料をお立て替えする制度（保険料の振替貸付）	お立て替えできる回数が少なくなります。
延長定期保険への変更	保険期間が短くなります。
払済保険への変更	保険金額が少なくなります。

保険金額の上限額について

被保険者が申込日時点で満15歳未満である場合は、ご契約いただける保険金額（特約で保障する保険金額を含みます。）は、他にご契約いただいている保険契約と合算して1000万円までとなりますので、ご注意ください。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご参照ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている超保険（定期保険〔無配当〕）、超保険（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）、超保険（家計保障定期保険〔無配当〕）です。「保険種類のご案内」は、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例（生命保険）				
● 保険の特長と仕組み	● 契約者配当	● 特約について	● 元本欠損が生じる場合	● 保険会社の責任開始時期
● 保険金・給付金等のお支払い	● 解約返戻金	● クーリング・オフ	● 健康状態・職業等の告知義務	● 契約内容の一部変更権等

このパンフレットは、平成22年1月1日以降（自動車に関する補償についてはその保険期間の初日のうち最も早い日が平成22年1月1日以降）のご契約における超保険（総合保険）の概要を記載したものです。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご用意しておりますので、東京海上日動のホームページでご確認いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーに基づき取扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご覧ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

 **0120-308-110**

受付時間：24時間365日

お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

カスタマーセンター

損保  **0120-087-057**

受付時間：平日午前9時～午後6時（土日祝日・年末年始は除く）

生保  **0120-016-234**

受付時間：平日午前9時～午後7時、土曜午前9時～午後5時（日祝日・年末年始は除く）

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>